

大和都市計画防災街区整備方針

新旧対照表

(新)

(廃止)

(旧)

大和都市計画防災街区整備方針

平成28年11月1日

神奈川県

(新)

(廃止)

1 防災街区整備の基本的な方針

本区域において、防災上危険な状況にある密集市街地のうち、特に一体的かつ総合的な再開発により防災性の向上を積極的に図るべき市街地について、再開発の目標、土地利用及び都市機能の更新に関する方針を定め、適切な規制・誘導及び市街地の再開発の促進を図る。

2 防災再開発促進地区

(1) 防災再開発促進地区

密集市街地における防災街区の整備を図るため、防災再開発促進地区を指定し、延焼防止、避難機能の確保、土地の合理的かつ健全な利用を目的とした再開発の実現を図る。

防災再開発促進地区の整備又は開発の計画の概要は別表及び別図のとおり。

(新)

(廃止)

別表 防災再開発促進地区の整備又は開発の計画の概要

地 区 名	1 渋谷南部地区
面 積	約 42ha
イ 地区の再開発、整備等の主たる目標	市の南部地域の拠点としてふさわしい街並みを形成するため、計画的な住宅市街地の整備と商業・業務施設の集積を図るとともに、文化核の形成を図り、魅力ある都市空間づくりを進める。
ロ 防災街区の整備に関する基本的方針、その他の土地利用計画の概要	土地区画整理事業により、都市基盤施設と宅地を一体的に整備するとともに、住宅市街地総合整備事業により老朽住宅の除却・更新及び地域公共施設整備等を行い、住環境の改善と防災性の向上を図る。
ハ 都市施設、地区防災施設及び地区施設の整備方針	3・4・1 藤沢町田線、3・4・3 福田相模原線、3・4・9 高座渋谷駅東線、3・4・10 高座渋谷駅西線を防災上重要な道路として整備するとともに、避難場所となる公園、駅前広場とそれらを結ぶ主要生活道路及び歩行者専用道路の整備を図る。
ニ 建築物の更新の方針	土地区画整理事業による都市基盤施設の整備に伴い、住宅市街地総合整備事業により老朽建築物を解消し、住環境整備に努める。
ホ その他の特記すべき事項	二

(新)

(廃止)

